

鳥取砂丘 砂の美術館 第7期展示テーマは「砂で世界旅行・ロシア編」

問 第二庁舎鳥取砂丘・ジオパーク推進課 ☎ 0857-20-3036 <http://www.sand-museum.jp/>

鳥取砂丘砂の美術館は1月6日(月)～4月18日(金)まで第7期展示砂像制作のため休館します。

第7期展示
2014 4/19(土) ▶ 2015 1/4(日)

2月7日に開幕するソチオリンピックの舞台となるロシア。

本市では、ウラジオストク市との友好交流に関する覚書(平成22年8月合意)を背景に、国際チャーター便の就航や訪問団派遣、ロシアとの交流窓口となる鳥取市環日本海経済交流センター(まちパル鳥取内)の設置など、様々な交流で結びつきを強めてきました。



砂の美術館第7期展示では、「砂で世界旅行・ロシア編～帝国の激動の歴史と芸術の都を訪ねて～」をテーマに、帝国の激動の歴史とバレエやオペラなど気品溢れる芸術の世界などを砂像で再現します。

鳥取砂丘 砂の美術館

〒689-0105 鳥取市福部町湯山2083-17
開館時間9:00～20:00(最終入館19:30)

《前売割引チケット》

販売期間 1月20日(月)～4月18日(金)
料 金 一般500円(通常600円)、
小中高校生200円(通常300円)

販売場所 鳥取砂丘砂の美術館、まちパル鳥取、鳥取市ふるさと物産館(賀露店)、鳥取市観光案内所(鳥取駅構内)、鳥取市東商工会、鳥取市南商工会、鳥取市西商工会、鳥取市役所売店(本庁舎2階)、鳥取市鳥取砂丘・ジオパーク推進課(第二庁舎1階)、各総合支所
※ローソンチケットでも購入可能(Lコード:69198)

《年間パスポート》

第7期展示期間中、何度でも入場可能です。
販売期間 1月20日(月)～平成27年1月4日(日)
料 金 一般1000円、小中高校生500円
販売場所 鳥取砂丘砂の美術館、まちパル鳥取

年末年始は休まず営業の砂の美術館へお出かけください!

第6期展示「砂で世界旅行・東南アジア編」は1月5日(日)まで。
年末年始は休まず営業していますので、ご家族、ご友人とお誘い合わせの上、ぜひご来館ください。



絶賛公開中! 第6期展示砂像「歓喜の行進」

鳥取市庁舎整備全体構想(素案)についての市民政策コメント結果

問 本庁舎庁舎整備局 ☎ 0857-20-3012 <http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1355890936161/index.html>

平成25年11月8日(金)から同月29日(金)までの期間で、鳥取市庁舎整備全体構想(素案)に関する意見募集を実施しました。

庁舎の機能や費用、まちづくり、住民投票の結果についてなど、多岐にわたり様々なご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見につきましては、鳥取市ホームページで公表しています。

実施期間:平成25年11月8日～29日(金)

※11月29日(金)午後5時まで

提出件数:240名(273項目)

※ご意見は、提出順に項目別に分け、個人情報削除の上、原文どおり掲載します。

※多岐にわたるご意見で項目に分類できないものは、市庁舎整備全般としています。

※市民政策コメントは、政策の施策案や条例案の内容をより良いものにするため、市民の皆さんから意見等を募集し、意思決定を行うための参考とする制度であり、賛成・反対など各意見の多寡で意思決定の方向を判断するものではありません。

意見の分類

分 類	件数
市庁舎整備全般	60
庁舎の機能(防災・市民サービスなど)	38
費用	8
まちづくり	10
住民投票の結果	32
その他	6
4つの整備案のうち支持する案のみ記載	119
計	273

出前説明会を実施しています

鳥取市庁舎整備に関する出前説明会を実施しています。団体等で実施する会議の際など、ぜひともご活用ください。

ご希望される方は、上記までご連絡ください。

あなたの飼い犬・飼い猫は、ご近所に迷惑をかけていませんか?

問 本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3216
各総合支所市民福祉課 (☎ 16 ページ)

飼い犬や飼い猫のルールやマナーについての相談や苦情が多く寄せられています。飼い方について思い当たることはありませんか?

無駄吠えをさせない

野良犬・野良猫の世話をしない

最後まで面倒をみる

つないで飼う

猫は屋内で飼う

フン・尿を始末する



飼い犬・飼い猫が家族の一員であることを周囲の人に理解していただくためにも、フン・尿の始末は適切に行いましょう。平成20年4月1日より、「鳥取市快適な生活環境の確保に関する条例」により「飼い犬のフンの放置」は禁止されています。違反した場合、2万円以下の過料が科されます。

精神保健福祉手帳・自立支援医療受給者証(精神通院)の更新手続きについて

問 駅南庁舎障がい福祉課 ☎ 0857-20-3474

精神保健福祉手帳の有効期限は申請受理日から2年間、自立支援医療受給者証(精神通院)の有効期限は申請受理日から1年間です。

有効期限の3カ月前から更新手続きが可能です。該当の人は、有効期限を確認の上、更新手続きを行ってください。

《更新窓口》

○市役所駅南庁舎 障がい福祉課

○各総合支所 市民福祉課

○通院先の医療機関医事課

《必要書類》

▶精神保健福祉手帳

- ・申請書(窓口に配置)
- ・現在使用の精神保健福祉手帳
- ・医師の診断書(手帳用)または障害年金証書
※障害年金証書で申請の場合は、証書原本と通知書、または通帳(直近の年金振込記載のもの)も必要
- ・写真(現在所持の手帳での更新も可)
- ・印鑑

▶自立支援医療受給者証(精神通院)

- ・申請書(窓口に配置)
- ・現在使用の自立支援医療受給者証
- ・医師の診断書(重度かつ継続該当者は意見書も必要)
※診断書は2年に一度提出
- ・医療保険証の写し
- ・所得・収入状況がわかる書類(市民税非課税世帯の人は障害年金振込通知書の写し、または通帳の写しが必要)
- ・印鑑

市民政策コメントを募集します

鳥取・因幡定住自立圏共生ビジョン(改定案)

問 本庁舎企画調整課 (〒680-8571 尚徳町116)
☎ 0857-20-3152 ☎ 0857-21-1594
✉ kikaku@city.tottori.lg.jp

鳥取・因幡定住自立圏共生ビジョンは、生活圏が一体となった自治体同士が連携を進めることで効率的な事業運営を行い、暮らしやすい地域づくりを進めるものです。

このたび、鳥取県東部における看護師やリハビリ専門職の不足の抜本的な解消等を目指して、鳥取市で新たな看護師等養成所の誘致に取り組むとともに、定住自立圏を形成する鳥取県東部の自治体病院においても圏域の看護・医療系人材の育成に努めていくこととし、具体的な取組として共生ビジョンへ追加することとしました。

この共生ビジョンの改定案について、みなさんご意見を募集します。

資料公開 1月8日(水)から本・駅南庁舎、各総合支所、市ホームページなどで

提出方法 様式は問いません。住所、氏名、電話番号を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで

提出期限 1月27日(月)必着

国民健康保険料の口座振替の申込みがキャッシュカードで簡単にできます

問 駅南庁舎保険年金課 ☎ 0857-20-3481

キャッシュカードを使って簡単に口座振替の申込みができる「Pay-easy(ペイジー)口座替受付サービス」を開始しました。これまで金融機関窓口でしか手続きができなかった申込みが通帳印を御用意いただくことなく市役所の窓口でできるようになります。この機会に納め忘れがなく便利で確実な口座振替をぜひご利用ください。

取扱い開始日 1月6日(月)より

申し込み場所 保険年金課(駅南庁舎1階20番窓口)
各総合支所市民福祉課

取扱い料金 国民健康保険料

対象金融機関 鳥取銀行、山陰合同銀行、鳥取信用金庫、中国労働金庫、ゆうちょ銀行



持参するもの 口座振替を希望する口座のキャッシュカード
※対象金融機関のカードに限ります。
※通帳のお届印は不要です。

手続きの流れ ①端末にキャッシュカードを挿入して暗証番号を入力
②出力伝票の内容を確認しサインして手続き完了

※約5分で口座振替手続きが完了します。
※口座振替開始までの期間が短縮されます。

注意事項 クレジットカードは使用できません。従来の通帳印と申請書を用いた方法による手続きも継続して行います。この場合は金融機関での手続きに限ります。